

エラーコード	対応方法等
ED01	<p>ED01「該当の請求情報は既に支払確定済です」とは、既に支払が行われている利用者について、再度請求を行った場合に発生します。サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。 ⇒既に支払が行われている請求を修正したい場合には別途過誤の手続きが必要です。</p>
EC01	<p>EC01「該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています」とは、同一月に同一の利用者の請求を2回以上送信した場合に発生します。請求取下が正しく行われていないことが原因です。サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。 ※1回目の送信：請求の審査 2回目以降の送信：返戻として処理 ⇒1回目の請求内容で入金されることとなります。</p>
EG61	<p>原則として請求の修正、問い合わせは不要です。 (詳しくはP. 4のとおり)</p>
PP19	<p>その他のエラーコードとその内容から原因を特定し、修正及び再請求を行ってください。 (詳しくはP. 5のとおり)</p>
EG28	<p>月途中の支給決定や支給廃止があるほとんどの場合に EG28が発生してしまうことから、サービス提供量が支給決定量以内であれば二次審査で正常として取り扱っています。そのため、この場合は EG28について請求の修正、問い合わせは不要です。</p>
PK43	<p>個別サポート加算(Ⅱ)を算定している場合に必ず発生してしまいますが、算定要件を満たしている場合にはそのまま請求していただいて結構です(運営指導等において適宜、要件を満たしているか確認します)。 そのため、この場合はPK43について請求の修正、問い合わせは不要です。</p>

よくあるQ&A

エラーコード	対応方法等
SN09	利用時間数(日数)が、契約支給量の時間数(日数)を上回っている場合に発生します。 ⇒請求システムに入力している契約支給量と利用時間数(日数)を確認してください。 ※契約内容報告書を提出するだけでは、当該エラーは解消されません。
SP04	利用している事業所の合計値により判定するため、関係事業所と調整してください。 (詳しくはP. 6のとおり)
SG26	請求内容と支給決定の内容が一致しているか最新の受給者証を確認し、一致していない場合は修正してください。 (詳しくはP. 7のとおり)

体制系エラーについて

「事業所台帳」又は「障害児施設台帳」に関するエラー・警告が出る原因は次のとおりです。

【主な原因】

- 事業所台帳と請求内容の不一致
- 加算の届出漏れ
- 異動年月日の誤り



【解消のポイント】

- 加算の届出状況と請求情報が一致しているか確認して下さい。
- 加算の算定状況が変更になる場合は必ず事前に届出が必要です。
- 毎月15日までの提出により、翌月提供分から算定可能(翌請求月ではなく翌実績月なので注意)。

※ 適正に届出を行っており異動年月日に誤りがない場合、札幌市の台帳修正でエラーは解消されますので、その場合は対応不要です。

EG61について

EG61は、明細上の契約内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。

⇒ 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。

⇒ 支給量変更がある場合は、**契約終了年月日を支給量変更があった前月の末日**に設定してください。

※ 支給内容の変更がない場合は、新しい受給者証の発行有無などについて各区の保健福祉課にお問い合わせください。

例) 支給決定有効期間の終期について令和7年5月末と認識していたが、実際には令和7年4月末まで。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
① 明	EG61	資格: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません					
令和7年3月	011015	請求明細書	11	契約	契約終了年月日	20250531	

契約終了年月日が20250531
⇒ 令和7年5月31日が
支給決定の有効期間外

①提供年月、
市町村番号
などを確認

②エラーコード
等から原因の
概要を確認

最新の受給者証
を確認



契約終了年月日が有効
期間内となるように修正

契約終了年月日を、支給量変更が
あった前月の末日に設定

そのまま請求でOK
(警告が出てても二次審査で通す)

PP19について

エラーコードのうちPP19は請求明細書が返戻となった場合に付随して出るものです。PP19からはエラー原因の特定はできません。そのため、その他のエラーコードとその内容から原因を特定してください。

修正の上、
翌月再請求してください

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
	内 容							
EG**	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ 知ウ	令和7年3月	明	22	11,111

PP19	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ 知ウ	令和7年3月	サ	07	
	実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません							

PP19は考慮不要

※ 種別: 請...請求書、明...請求明細書
 計...計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書
 サ...サービス提供実績記録票、利...利用者負担上限額管理結果票

SP04について

請求が行われている利用時間数(日数)の合計及び契約支給量の合計が、決定支給量を上回っている場合に発生します。

⇒ 利用している事業所の合計値により判定するため、関係事業所と調整してください。

※ 当該エラーの場合、同利用者について請求を行っているすべての事業所が返戻になります。

例) 決定支給量が各月-8日
(令和7年3月の場合は23日)

事業所名	受給者証番号	利用日数	契約支給量	種別	エラーコード	内容
A	1111111111	21	23	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過
B	1111111111	3	10	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過



利用日数の合計 $21 + 3 = 24$ 日 > 決定支給量23日なので×
契約支給量の合計 $23 + 10 = 33$ 日 > 決定支給量23日なので×

SG26について

請求上の利用者負担上限月額が、受給者台帳上の利用者負担上限月額と相違がある場合に発生します。

⇒ 請求内容と支給決定の内容が一致しているか**最新の受給者証を確認**し、一致していない場合は修正してください。

※ 特にサービスの更新時期や8月請求時(7月提供分の請求時)に注意してください。所得状況に基づいて利用者負担上限月額の見直しが行われ、その額が変わっている可能性があります。

例)利用者負担上限月額が9,300円
(令和6年6月までは0円)

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
	内 容							
SG26	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ 知ウ	令和6年7月	明		11,111
請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません								

返戻等一覧票から請求を特定
⇒ 利用者負担上限月額を
0円としていたことを確認



最新の受給者証を確認



利用者負担上限月額が9,300円に変わったものの
0円のままで請求していたので*